

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間、42年11月から43年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から41年3月まで
② 昭和42年11月から45年3月まで

結婚を機に、昭和38年2月ごろ、B市C区役所で妻が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、2、3か月ごとに私か妻が区役所へ出向き、納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和40年4月から41年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号（以下「手番A」という。）は、40年11月にC区で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、この時点で、当該期間は現年度納付が可能であり、国民年金の加入手続を行いながら、現年度保険料を納付しなかった事情は見当たらない上、申立人の妻は、当該期間の保険料を現年度納付（このうち、41年2月及び同年3月については、申立人の妻が所持する国民年金手帳に検認印が有るが、オンライン記録において記録が欠落しているため、現在、訂正中）していることが確認できることを踏まえると、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

また、申立期間②のうち、昭和42年11月から43年3月までについて、申立人は、D区（現在は、E区）へ転居後、同年3月に新たな国民年金手帳記号番号（直後に手番Aに統合済み）が払い出されていることが同手帳

記号番号払出簿により確認でき、当該期間は現年度納付が可能であり、同番号で41年4月から42年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが特殊台帳から確認できることから、過年度納付しながら現年度保険料を納付しなかった事情は見当たらない。

さらに、申立期間②のうち、昭和45年1月から同年3月までについては、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、厚生年金保険の被保険者資格を44年12月31日に喪失したことに伴い、45年1月1日に国民年金の被保険者資格を再取得し、同月から国民年金保険料の納付を再開していることが確認でき、以降、申立人及びその妻の保険料はすべて納付済みであることを踏まえると、当該期間の保険料を申立人の妻が、自身の保険料と併せて納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和38年2月から40年3月までの期間及び申立期間②のうち、43年4月から44年12月までの期間について、申立人は、婚姻を機に38年2月ごろ、C区役所で申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和38年2月から40年3月までについて、申立人が国民年金に加入した上記の40年11月時点で、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立期間②のうち、昭和43年4月から44年12月までについて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、上記のとおり、厚生年金保険の被保険者期間であり、当時の被保険者台帳である特殊台帳でも当該期間は未納であることから、当該期間については、保険料を納付しなかったものと考えるのが相当である。

さらに、申立人又はその妻が申立期間①及び②のうち昭和38年2月から40年3月までの期間及び43年4月から44年12月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間、42年11月から43年3月までの期間及び45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月及び同年4月
② 平成7年1月及び同年2月
③ 平成7年8月から9年3月まで

私の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、夫が平成6年4月に会社を退職するまで行ってくれていたため、申立期間①については、納付してくれていたはずである。その後は、申立期間②を含め、私が保険料を納付していた。申立期間③については、60歳以後についても保険料を納付すれば、年金額が上乘せされると市役所で聞いたので、高齢任意加入し、保険料を納付してきた。

申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年8月にA市において国民年金に任意加入して以降、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間②前後の期間の国民年金保険料を納付していることが、A市が保管している国民年金被保険者名簿により確認できることから、上記の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料についても納付していたものとみて

も不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立期間の国民年金被保険者資格は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人が平成元年3月26日に国民年金の第1号被保険者として資格を取得したことによるものであり、この記録は8年6月7日に追加されていることがオンライン記録から確認でき、この時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間③について、申立人は、60歳以降、国民年金に高齢任意加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人に係る国民年金高齢任意加入申出書により、申立人は平成9年4月15日に高齢任意加入の申出を行っていることが確認でき、このことはオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人又はその夫が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年3月、同年6月及び61年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和47年10月から50年12月まで
③ 昭和59年3月
④ 昭和59年6月
⑤ 昭和61年9月から同年12月まで

私の国民年金については、父親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後は、免除期間を除き、申立期間の保険料をすべて納付したはずであり、申立期間が未納であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④はいずれも1か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、A市が保管する国民年金被保険者カードの検認記録欄には、保険料の検認年月日若しくは過年度納付に係る納付年月日が記載されていることを踏まえると、申立期間に係る同欄の記載(60.10.21)は、保険料の納付年月日を記載したものとみるのが相当である。

また、申立期間⑤は4か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、A市の国民年金被保険者カードに申立期間に係る保険料の納付書を申立人に送付するよう同市がB社会保険事務所(当時)に依頼したとみられる記載が有り、同様の記

載が有る昭和 63 年度及び平成元年度については、保険料が完納されていることを踏まえると、申立人は、申立期間についても納付書により保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①及び②について、申立人は国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、A市の国民年金被保険者カードにより、申立期間は現年度納付されていないことが確認できる上、昭和 49 年 3 月 28 日に、39 年 1 月から 40 年 3 月までの期間、申立期間①及び②のうち 47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間に係る納付書が発行されたことが記録されている。当時は、第 2 回目の特例納付の実施時期であり、申立期間①の保険料は特例納付によることとなるが、特例納付された場合、特殊台帳にその旨を記載することとされているが、その記載は見当たらないことから、申立期間については保険料が納付されなかったものとするのが相当である。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 3 月、同年 6 月及び 61 年 9 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から49年3月まで

銀行を退職後の昭和48年ごろ、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母親と一緒に納付した。母親は納付済みとなっており、私の分は未納となっていることには納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる上、保険料と一緒に納付していたとする申立人の母親も、昭和36年4月以降、60歳になるまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認され、この時点で申立期間は過年度納付が可能である上、A市においては、国民年金の加入届を受け付けた際、納付可能な過年度分の納付書を発行し、納付勧奨するのが通例であったことが確認でき、申立人が所持している国民年金手帳により、申立期間は当初から被保険者期間であることが確認できることを踏まえると、申立人又はその母親が、納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年2月ごろ、妻が区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認できることから、申立期間は現年度納付が可能であり、国民年金の加入手続を行いながら、保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、当時、昭和37年4月に発出された厚生省(当時)の通達により、38年6月までは市町村でも過年度保険料の収納を行うことができるとされていた時期であり、A市でも集金人が過年度保険料を収納していたことが確認できることから、申立人は、納付が確認できる37年4月以降の国民年金保険料の納付に併せて申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年3月まで

A町（現在は、B市）で、昭和47年11月ごろに両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、同町（住民課年金係）が発行した通知書を所持しているが、社会保険事務所（当時）の平成21年9月24日の回答では「B市（旧A町）に保管された納付記録台帳等を調査いたしました。納付の事実を確認することはできませんでした。」とされている。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町で、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年12月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認でき、申立人が転出するに際して同町が発行した「国民年金保険料の納付状況について（通知）」では、申立期間は、付加保険料を含め納付済みであることが確認できる上、同町が保管する国民年金被保険者名簿では、申立期間について、付加保険料納付を示す押印が有り、付加保険料は定額保険料に併せ納付することとされていることから、申立期間の保険料は、付加保険料も含め納付したものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について付加保険料を含め国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和21年1月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和21年1月1日に、資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から同年12月21日まで

私は、戦前から実家（B社）の取引会社であったA株式会社に入社し、昭和21年1月1日から同年12月21日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社における申立期間当時の複数の従業員が、「申立人がA株式会社に勤務していたことを知っている。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持しているA株式会社に係る給与明細書から、申立期間のうち昭和21年1月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の保険料控除額から、昭和21年1月から同年3月までは100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明のため確認できないが、仮に、事業主から申立人に係

る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 1 月から同年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付していないと認められる。

一方、A株式会社に係る申立期間のうち昭和 21 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日までの期間について、当該事業所の事業主が所在不明で、当時の関連資料の存否は確認できないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない。

また、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において確認できる元従業員に照会したが、当該期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認するための資料及び供述を得ることができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和 21 年 4 月 1 日から同年 12 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を平成4年3月30日、資格喪失日に係る記録を同年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年3月は30万円、同年4月は19万円、同年5月及び同年6月は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月30日から同年7月26日まで

私は、申立期間において、株式会社Aで勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細書もあり、厚生年金保険料が控除されていることは明らかなので、私の厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた給与明細書及び事業主の供述から、申立人は申立期間において株式会社Aに勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確

認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成4年3月は30万円、同年4月は19万円、同年5月及び同年6月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成4年3月から同年6月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和38年9月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年9月から同年11月までは9,000円、同年12月から39年3月までは1万円、同年4月から40年3月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月2日から40年4月1日まで

私は、昭和38年9月から41年2月までA株式会社で勤務していたが、38年9月から40年3月までの厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細書が有り、厚生年金保険料が控除されていることは明らかなので、私の厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた給与明細書及び同僚の供述から、申立人は申立期間においてA株式会社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確

認できる保険料控除額及び報酬月額から、昭和 38 年 9 月から同年 11 月までは 9,000 円、同年 12 月から 39 年 3 月までは 1 万円、同年 4 月から 40 年 3 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A株式会社は昭和 51 年 10 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主及び給与事務担当者は既に死亡しているため確認することはできないが、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定など、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主は 40 年 4 月 1 日を申立人の資格取得日として届け出、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間における保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月1日から25年2月5日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における資格喪失日に係る記録を同年2月5日に訂正し、23年9月から25年1月までの標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から30年6月30日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A株式会社で勤務していた期間のうち、昭和23年9月1日から30年6月30日までの加入記録が無いことが分かった。申立期間については引き続き同社に勤務しており、同社での加入期間が6か月しかないことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）から昭和23年3月6日から25年8月1日までのA株式会社における厚生年金保険の加入記録が見つかった旨の連絡を受け、記録が訂正されたにもかかわらず、再度、社会保険庁（当時）からの通知により同社における加入記録が23年9月1日までに短縮されたのは納得できず、当初の記録訂正よりも後の30年6月30日まで加入していたと主張している。

この点に関し、年金機構B事務センターに確認したところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から昭和25年8月1日を資格喪失日として一旦は訂正したものの、当該資格喪失日はA株式会社が適

用事業所でなくなった日（昭和 25 年 2 月 5 日）以降であること及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では申立人の資格喪失日は 23 年 9 月 1 日となっていることなどの理由から、当該被保険者名簿の記録を正しいものとして再度訂正したものと考えられる旨の回答を行っている。

しかし、A 株式会社における申立期間当時の複数の元同僚が「申立人は昭和 25 年 2 月に会社が倒産するまで勤務していた。」と供述していることから、申立人が少なくとも同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 2 月 5 日まで同社に勤務していたことは推認できる。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、当該元同僚のうち 1 人は、A 株式会社が適用事業所でなくなった 25 年 2 月 5 日まで厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 23 年 9 月 1 日から 25 年 2 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳の昭和 23 年 8 月の標準報酬等級の記録から同年 9 月から 25 年 1 月までを 4,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、既に当該事業所が解散しており、申立期間当時の事業主も亡くなっていることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び供述を得ることが困難であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和 25 年 2 月 5 日から 30 年 6 月 30 日までの期間については、A 株式会社が既に解散しており、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が入手できないため、当時の申立人の正確な退職年月日や厚生年金保険への加入状況について不明であることから、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、当該事業所の申立期間当時の事業主も所在不明であることから、申立人に係る勤務状況や厚生年金保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立期間当時の従業員のうち、所在が判明した複数の元従業員

に照会した結果においても、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険への加入状況について具体的な回答を得ることができなかった。

加えて、オンライン記録によると、A株式会社は、昭和27年4月1日に再度適用事業所になっているが、当該被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番もみられないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は事後訂正の結果 20 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 17 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（17 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日

申立期間において、A 市 B 局から標準報酬月額の届出額が誤って提出されたため、この期間の標準報酬等級が誤って算出された。国の保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 17 万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 3 月 3 日付けで 17 万円から 20 万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎

となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（20万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、A市役所及び申立人が保管する給与支給明細書から、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の支給額及び保険料控除額から20万円にすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年2月19日に報酬月額の訂正届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 8 月 1 日から 15 年 1 月 16 日まで

私は、A株式会社に勤務していたが、申立期間について、オンライン記録では、給与から控除されていた厚生年金保険料額に比べて標準報酬月額が低く記録されているので、正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成 14 年 8 月及び同年 9 月については申立人が所持する給料支払明細書により、同年 10 月から同年 12 月までについては事業主が保管する賃金台帳及び申立人が所持する給料支払明細書により、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成14年8月及び同年9月については給料支払明細書から確認できる保険料控除額から、同年10月から同年12月までについては給料支払明細書及びA株式会社から提出された貸金台帳から確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の社会保険関係の書類が残されていないため不明としており、当該期間当時の状況が確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額の記事については、事後訂正の結果、平成14年2月から16年8月までの期間は32万円、同年9月から17年8月までの期間は30万円、同年9月から19年4月までの期間は32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を14年2月から15年3月までの期間は30万円、同年4月から16年2月までの期間は32万円、同年3月から同年7月までの期間は30万円、同年8月から18年6月までの期間は32万円、同年7月から19年4月までの期間は34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間における申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から19年5月1日まで

A有限会社に入社して以来、給料が上がっても、厚生年金保険料の控除額がずっと同じであった。これは会社が適正な報酬月額を社会保険事務所（当時）へ届け出していないためと思われるので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額は、当初20万円と記録されたが、申立期間に係る保険料の徴収権が消滅した後

の平成 21 年 6 月 23 日に、14 年 2 月から 16 年 8 月までの期間は 32 万円、同年 9 月から 17 年 8 月までの期間は 30 万円、同年 9 月から 19 年 4 月までの期間は 32 万円に記録が訂正されているところ、厚生年金保険法第 75 条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額になっている。

しかし、事業主の所持している賃金台帳及び申立人の所持している給与明細書から、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円）に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の記録から平成 14 年 2 月から 15 年 3 月までの期間は 30 万円、同年 4 月から 16 年 2 月までの期間は 32 万円、同年 3 月から同年 7 月までの期間は 30 万円、同年 8 月から 18 年 6 月までの期間は 32 万円、同年 7 月から 19 年 4 月までの期間は 34 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 20 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 20 万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年4月までの期間及び同年9月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から47年4月まで
② 昭和47年9月から53年3月まで

私が20歳になる前日に、父親が役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。一緒に納付していた弟の国民年金手帳には、納付印が押されている検認用紙（小冊子）がセロテープで留めてあり、私の国民年金に加入した際交付された1冊目の年金手帳にも同様のセロテープの跡が残っている。弟の分を納付しながら、私の分だけ未納とは両親の性格からしても考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳となった昭和45年*月に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間①の全部及び申立期間②の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納

付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人は、国民年金の加入時に交付されたとする年金手帳を所持し、その手帳にはゼロテープ痕が有ることから、申立人の弟と同様に申立期間に係る検認印が押された用紙を留めていた証であるとも主張しているが、申立人の弟の国民年金手帳には厚生年金保険被保険者証がゼロテープで留められていることが確認できるのみである。

加えて、申立人の両親又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年4月ごろ、国民年金の勧誘員が来訪し、夫が夫の旧姓であるA姓で、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、定期的に集金人に国民年金保険料を納付した。47年8月、自宅の火災により、その国民年金手帳を焼失したが、申立期間の保険料が未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、昭和41年、母親が国民年金の加入手続を行ったことを後で知った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、申立人の夫がA姓で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年11月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人について、申立期間に係るB区及びC区でのA姓による国民年金手帳記号番号の払出しの有無を確認するとともに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号

が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年10月から63年3月まで
私の国民年金について、A市役所で調べてもらった結果、申立期間の国民年金保険料が未納であると言われ、保険料をさかのぼって納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で調べてもらった結果、申立期間の国民年金保険料が未納であると言われ、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張している。

しかしながら、申立人については、昭和51年1月に厚生年金保険の被保険者となったことに伴い国民年金被保険者資格を喪失し、その後、国民年金第3号被保険者の資格取得の処理が平成4年9月2日に行われるまで、国民年金の再加入手続を行った形跡は見当たらないことから、この時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金の被保険者資格は上記の再加入時に追加されたものであるが、当該再加入手続が行われた時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、平成4年1月から同年3月までの国民年金保険料を、

上記の再加入の処理が行われた後である同年9月9日付けで過年度納付していることが、領収済通知書で確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和38年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から40年3月まで
私の国民年金手帳には国民年金資格取得日は、昭和38年11月24日と記載されているので、そのころ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の納付記録が無いことには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する国民年金手帳に、国民年金資格取得日が昭和38年11月24日と記載されているので、そのころ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、このことは、申立人が所持する国民年金手帳の発行日が同年10月19日であることとも一致し、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

なお、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠として、所持している国民年金手帳に資格取得日が記載されていることを挙げているが、資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、その日に国民年金被保険者の資格を取得したことを示すものである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

昭和36年4月ごろ、国民年金の勧誘員が来訪し、私が旧姓のA姓で、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、定期的に集金人に国民年金保険料を納付した。47年8月、自宅の火災により、その国民年金手帳を焼失したが、申立期間の保険料が未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、昭和41年、妻の母親が加入手続を行ったことを後で知った。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、申立人の妻の分と一緒に、A姓で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年11月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張もない。

また、申立人について、申立期間に係るB区及びC区でのA姓による国民年金手帳記号番号の払出しの有無を確認するとともに、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号

が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から50年3月までの期間、58年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から50年3月まで
② 昭和58年3月及び同年4月

昭和42年3月ごろ、母親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を兄及び姉の保険料と一緒に集金人に納付してくれたはずである。

申立期間②の保険料については、義母が納付してくれたはずである。

私は、旧姓は「A」であるが「B」と、名は「C」であるが「D」を用いていた時期が有る。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年3月ごろ、申立人の母親が、国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を申立人の兄及び姉の保険料と一緒に集金人に納付し、申立期間②の保険料については、申立人の義母が保険料を納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月に申立人の妻と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持している国民年金手帳の発行日が、同年10月7日であることから、この日に国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、申立期間①について、申立人が国民年金に加入した上記の時点で

は、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無いほか、申立人の母親が、申立期間の保険料を一緒に納付していたとする申立人の兄及び姉については、申立期間は国民年金に未加入の期間である。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和 58 年 3 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年 5 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格を再取得していることが、申立人が所持している国民年金手帳の資格記録欄から確認でき、これは当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録とも一致している上、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記載している E 市の国民年金収滞納リストにおいても、申立期間は資格喪失期間とされていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人の母親、義母又は申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を姓「A・B」名「C・D」で検索するとともに、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年3月まで

私は、昭和42年1月に結婚して同年4月に出国した。48年6月にA国から帰国し、49年8月に離婚している。その間はB姓であるが、その後はC姓である。しかし、私の国民年金被保険者資格取得日は、50年7月12日、被保険者名は「B（姓）D（名）」、手帳記号はE県の「***」となっている。既に離婚してF県で働き始めた時期であり、B姓を使用してE県で手続するとは考えられない。

以上のことから、父母が私の国民年金保険料を納付してくれたと考えられる。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月にE県G郡H町（現在は、I市）で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、I市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳により、同年4月1日に申立人は国民年金被保険者資格を初めて取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の離婚届は昭和52年3月*日に届け出られ、同日に「C（姓）」

D（名）」氏名で戸籍が編製されていることが確認できることから、上記の申立人の国民年金手帳記号番号の払出し当時、申立人は、戸籍上の姓「B」で記録されていることに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人の両親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月25日から同年12月25日まで
② 昭和30年2月11日から31年4月2日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、上記申立期間について、加入記録が無いことが分かった。A工場には昭和29年末の給与の締切日まで勤務しており、次のB場（現在は、C株式会社）はA工場を退職後、30年2月ごろに立ち上げたもので、同時に社会保険の適用手続を行った記憶があるので、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと主張するA工場は既に解散しており、申立期間当時の事業主の所在は不明であり、当時の人事記録や給与台帳等の資料が入手できないため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立期間当時のほとんどの従業員について所在が不明であり、唯一所在が判明した元従業員に照会した結果においても、申立人の具体的な勤務実態に係る回答を得ることができなかった。

さらに、A工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失年月日は昭和29年6月25日となっており、健康保険番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の処理に不自然な点も見当たらない。

申立期間②について、B場と合併したD所の当時の代表取締役や元従業

員の供述から、申立人が、B場がB株式会社に法人化する以前の昭和30年2月ごろから勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録等によれば、B株式会社の厚生年金保険の適用年月日は昭和31年4月2日であり、申立人を含め、同社の従業員は全員が同日からの加入となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、C株式会社に照会したところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないため、B場当時における申立人の厚生年金保険の適用や保険料控除について確認することができない。

さらに、B株式会社に設立当初から勤務していた複数の元従業員から供述を得られたが、申立人については記憶しているものの、申立期間当時における厚生年金保険の加入状況について具体的な供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月21日から31年3月9日まで

私は、A市場で鮮魚及び塩干魚の仲買業として営業していた株式会社B及び株式会社C等の10社の総合事務所に勤務し、昭和25年5月から38年3月まで、経理、庶務等の業務に従事していた。事務所の社員はその10社に各1人ずつ所属していたので、自分は株式会社B又は株式会社Cに籍を置いていたと思う。昭和35年5月にD組合から永年(10年)勤続表彰を拝受している。申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A市場内の一部の仲買業者10社の総合事務所に勤務しており、申立期間前は、そのうちの1社のC株式会社で厚生年金保険の加入記録があり、昭和35年5月にD組合から満10年勤続の表彰をされていることから、申立期間についても当該事業所あるいは10社のうちの1社である株式会社Bの従業員として厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、C株式会社は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では昭和29年3月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に亡くなっているため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できない。

また、B株式会社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができない上、同社は、「先代の社長の時代の話

であり、同人は 20 年前に亡くなっており、当時のことは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認することができない。

さらに、昭和 29 年ごろ、上記の 10 社のうち、塩干魚の仲買業者が合同で E 株式会社を設立しており、C 株式会社で厚生年金保険に加入していた複数の者は、「申立人は継続して E 株式会社の事務所で、事務員として勤務していた。」と供述しており、申立人が、E 株式会社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンラインの記録によると、E 株式会社は昭和 31 年 3 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できない。

また、C 株式会社に勤務していた者は、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 29 年 3 月 20 日に被保険者資格を喪失しており、E 株式会社において昭和 31 年 3 月 10 日に資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月ごろから 33 年 5 月ごろまで
② 昭和 42 年 10 月ごろから 44 年 1 月ごろまで

私は、上記の申立期間について、A社（現在は、B社）に勤務していたが、上記の申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。

私は、上記期間について勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、申立人が、勤務期間は特定できないが、A社C部D営業所（厚生年金保険の適用は同社C部）に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、A社C部に勤務した上記同僚を含む複数の従業員に照会したが、申立人の正確な勤務期間は確認できない。

また、申立人は、「私は、友人から勧められてA社E支社D支所に勤務した。」旨供述しているが、当時の同僚の供述からは当該支所は確認できず、上記友人のA社C部における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和33年7月である上、申立人が当時一緒に勤務したとしている同僚のうちの一人についても被保険者資格取得日は34年5月であることから、申立人が申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

申立期間②について、当時、A社C部に勤務した複数の従業員に照会したが、申立人の正確な勤務期間及び勤務実態を確認するための資料及び供述を

得ることはできない。

また、申立期間②において、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間①及び②について、B社に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない上、F健康保険組合に照会しても、当時の資料は保管されていないため、申立人が当該健康保険組合に加入していたことは確認できない。

また、申立期間①及び②について、A社C部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号が連続しており欠番もみられないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②の期間にA社C部に勤務した複数の従業員は、「入社後、成績に応じて厚生年金保険に加入する仕組みであり、厚生年金保険に加入しないこともあった。」旨供述していることから、当時同社C部では、従業員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月から 39 年 12 月まで

私は、昭和 35 年 5 月に職業安定所の紹介により株式会社 A に入社し、39 年 12 月に退職するまで、B 店において販売員をしていたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。当時、同僚として勤務していた後輩の記録はあるのに、私の分の記録が無いのはおかしい。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、株式会社 A に在籍し、C 株式会社の D ビル（以下「B 店」という。）に E 用品の販売員として勤務したと主張しているところ、申立人が記憶していた株式会社 A の複数の元同僚から、申立人が申立期間のうち一部の期間において、販売員として B 店に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社 A の元同僚は、「当時、B 店の販売員は、勤務時間及び勤務形態は正社員と同じであったが、多数の販売員がアルバイト雇用であった。」と供述している。

また、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号が連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、株式会社 A は平成 6 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており廃業している上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、役員に照会しても当時の状況は不明であるため、申立期間において申

立人に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 6 月 30 日まで
② 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 6 月 30 日まで
③ 昭和 43 年 2 月 1 日から 53 年 12 月 31 日まで

私は、昭和 33 年 8 月から 35 年 6 月まで A 社に、41 年 7 月から 42 年 6 月まで株式会社 B に、43 年 2 月から 53 年 12 月まで C 社に勤務していました。ねんきん特別便を見ると、厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の当時の事業主は既に亡くなっており、事業主の親族に照会をしたが回答は得られず、申立人は当時の同僚を覚えていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A 社は、昭和 45 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

申立期間②について、複数の元同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が株式会社 B に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社 B の当時の事業主及び当時の事務担当者は既に亡くなっており、当時の関係書類等は現存していないことから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用及び保険料の控除については確認できない。

また、上記複数の元同僚は、申立人と一緒に勤務をしていた旨供述しているが、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用についての供述は得ら

れなかった。

申立期間③について、C社の当時の事業主は既に亡くなっているため、事業主の親族に照会したところ、「勤務期間は特定できないが、申立人は勤務していた。」と回答していることから、申立人がC社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記事業主の親族は、「当店は個人事業所であったため厚生年金保険には加入していない。健康保険は、D国民健康保険に加入している。」と供述している。このことについて、E組合に照会したところ、「資料が無いので当時のことは不明であるが、C社は現在も組合に加入し、D国民健康保険に加入していることから、当時、C社の従業員も当該国民健康保険に加入していた可能性は十分考えられる。」と供述していることから、申立人が申立期間③において当該国民健康保険に加入しながら、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③のうち、昭和48年4月から52年9月までの期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①、②及び③に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 24 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 8 月 24 日から同年 11 月 30 日まで株式会社A（後に、株式会社B）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、平成 4 年 4 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したものの供述が得られないことから、事業主の親族に照会したところ、当時の賃金台帳等関連資料を保管していないため、申立人の正確な勤務期間及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、申立期間当時の複数の同僚に照会したものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務実態を確認できる供述は得られない。

さらに、申立人は、「株式会社Aでは1日当たり4、5時間勤務のアルバイトとして勤務していた。」と供述しており、当該事業所の関係者は、「アルバイトは、短時間労働者であることから厚生年金保険の加入手続を行っていないと思う。」と回答していることから、申立人については、厚生年金保険に加入させる勤務形態ではなかったことがうかがえる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されておらず、健康保険整理番号に欠番は無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立期間における申立人に係る雇用保険の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 18 日から 39 年 12 月 29 日まで
申立期間については、将来、年金として受け取るつもりであった。退職後すぐならともかく、約 1 年半も経過してから脱退手当金を請求しているのは不審である。当時は育児に忙しく、脱退手当金を請求する時間も無かった。脱退手当金は受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手 41. 5. 4」の表示が有る上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことを意味する「回答済 41. 4. 5」の記載が有るなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 6 月 1 日から 31 年 10 月 5 日まで
② 昭和 32 年 10 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで

申立期間①及び②については、将来、年金として受け取るつもりであった。退職後すぐならともかく、約 1 年も経過してから脱退手当金を請求するはずがない。当時は育児に忙しく、脱退手当金を請求する時間も無かった。その時期にお金の必要も無く、夫もそのような手続を行っていないという返事であった。脱退手当金は受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味すると考えられる「退」の表示が有る上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことを意味する「回答済 39. 4. 9」の記載が有るなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1822 (事案 174 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 2 月 1 日から 36 年 8 月 30 日まで
(A社)
② 昭和 37 年 9 月 1 日から同年 12 月 25 日まで
(B株式会社)
③ 昭和 48 年 3 月 1 日から 49 年 8 月 25 日まで
(C社)

私は、父親を看護するために会社を退職し、父親が死亡した後は、後片付けなどに追われており、このような時期に脱退手当金を受け取ったとは考えられない上、脱退手当金を請求するとすればD株式会社の期間も請求したはずであり、納得できないので、再度調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、申立人の被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことがないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の父親を看護するために会社を退職し、父親が死亡した後は後片付けなどに追われており、このような時期に脱退手当金を受け取ったとは考えられない上、脱退手当金を請求するとすれば、D株式会社の期間も請求したはずであるとして、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人には、昭和 51 年 5 月 11 日付けで脱退手当金が支

払済みとする脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、脱退手当金を算定するに当たって、申立ての3社に係る厚生年金保険の被保険者期間及び標準報酬月額等が記載され、同請求書に記載されている住所地は、戸籍の附票で確認できる住所地である上、社会保険庁（当時）の回答は、婚姻前に係るA社及びB株式会社については、E姓で、婚姻後に係るC社については、F姓で行われているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人には、申立期間の間に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さやうかがえないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。